登録施術機関（はり師、きゅう師）の皆様へ

　平成２６年７月１日より、生活保護法による施術機関の指定制度が以下のとおり変更になります。

**○はり・きゅう師について、生活保護法による施術を行う場合は、同法による施術機関の指定が必要となります。**

　・現在の生活保護法による施術機関の指定については、あん摩マッサージ、柔道整復に限られていますが、同法の改正により、はり師、きゅう師ついても、指定施術機関に加えられます。

　・現行では、はり師、きゅう師については、県への登録により施術を行っていただいているとこ　ろですが、改正法により改めて指定を受ける必要があります。

　※現在の施術について改正法の施行日（平成26年7月1日）以降も継続して施術される場合は平成26年6月30日までに指定の手続きをしてください。（別途案内）

**○指定要件及び指定取消し要件を明確化**

　・指定要件（欠格事項）：指定申請を行う施術者が指定の取り消しがあってから５年を経過しない場合には指定を受けることができない　等

　・取消要件：禁固以上の刑に処されたとき、不正の手段により指定を受けたとき　等。

**○不適正な事案等への対応**

・過去の不正事案への対応

指定施術機関等であった者についても報告徴収や検査等の対象とする。

　・不正利得に対する徴収金

偽りその他不正な手段により施術の給付に要する支払を受けた指定施術機関に対しては、その返還させるべき額のほか、１００分の４０を乗じて得た額以下の金額を徴収することができる。